

第1章 特集「犯罪被害者等基本計画策定3年を振り返って」

第1節 犯罪被害者等基本法制定以前の取組

昭和55年、「犯罪被害者等給付金支給法」（昭和55年法律第36号）を制定し、故意の犯罪行為の被害者等に対して給付金を支払うことにより、精神的、経済的打撃の緩和を図る、犯罪被害給付制度を創設。

平成に入り、警察庁における被害者対策要綱（平成8年）の策定や犯罪被害者等早期援助団体の指定に関する規程の創設（平成13年）、法務省における刑事和解手続制度の導入（平成12年）

第2節 犯罪被害者等基本法の制定及び犯罪被害者等基本計画の策定

総合的な取組を求める犯罪被害者等の声

に因應べく、平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号、以下「基本法」という。）が議員立法により成立し、17年4月1日、施行。

基本法は、その前文で被害者が置かれている苦境について言及し、被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指す旨を規定。

特に第3条では、3つの基本理念について個別に規定。

国の責務だけでなく、地方公共団体や国民の責務を規定したほか、施策の推進体制につき、内閣官房長官を会長とし、閣僚と有識者から成る犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置くことを規定。

基本法の概要

目的（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）
犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象（第2条：犯罪被害者等）
犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

基本理念（第3条）
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等（第4～7条）

基本的施策（第11～23条）

基本的施策

相談及び情報の提供等（第11条）
損害賠償の請求についての援助等（第12条）
給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
居住及び雇用の安定（第16～17条）
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
国民の理解の増進（第20条）
調査研究の推進等（第21条）
民間の団体に対する援助（第22条）
意見の反映及び透明性の確保（第23条）



犯罪被害者等基本計画（第8条）

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法は、第8条で、被害者施策を総合的かつ計画的に推進するために、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを規定。

平成17年4月に有識者と関係省庁幹部職員から成る犯罪被害者等基本計画検討会設

置、同検討会において基本計画案が取りまとめられ、同年12月に基本計画が閣議決定。

4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け。

基本計画策定までの経緯

平成17年4月、基本法施行

平成17年4月、基本法に基づき推進会議設置。その下に犯罪被害者等基本計画検討会を開催して、基本計画案を検討することを決定

〔検討会：有識者及び関係府省庁局長級職員により構成〕

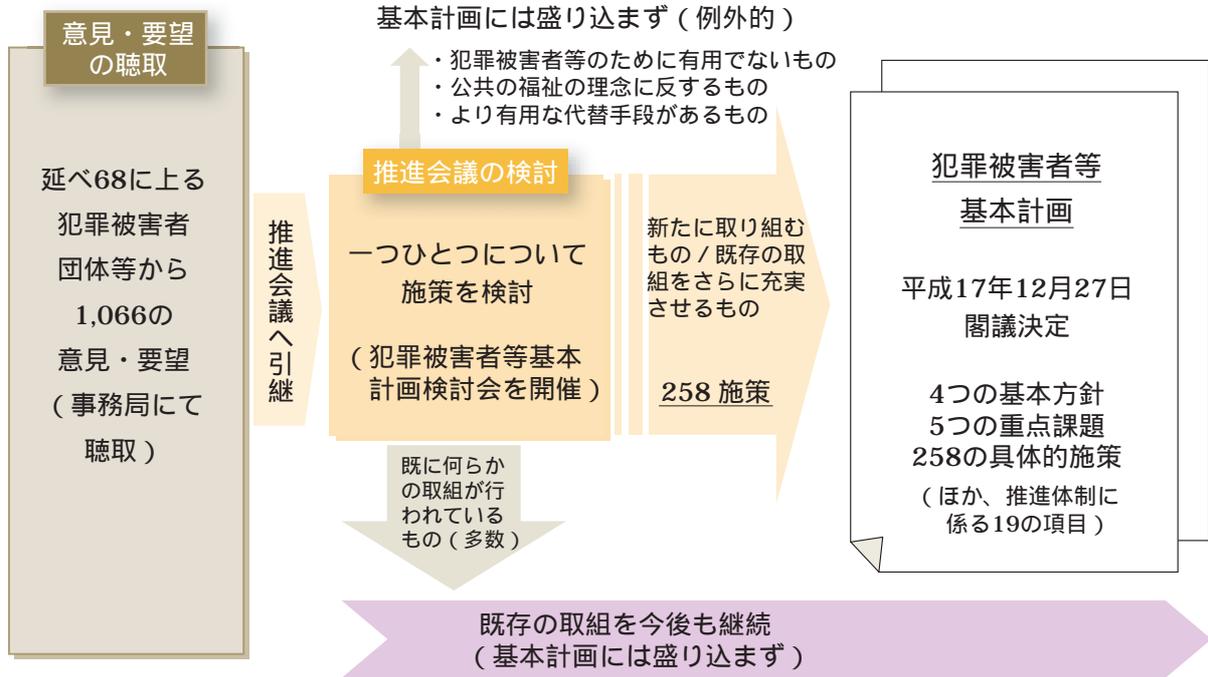
【検討会における検討】

- ・被害者の意見、要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討
- ・8月2日、検討会としての基本計画案の骨子を取りまとめ（225施策）
8月9日、推進会議にて骨子決定
- ・パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け
- ・11月21日、検討会としての基本計画案を取りまとめ（258施策）

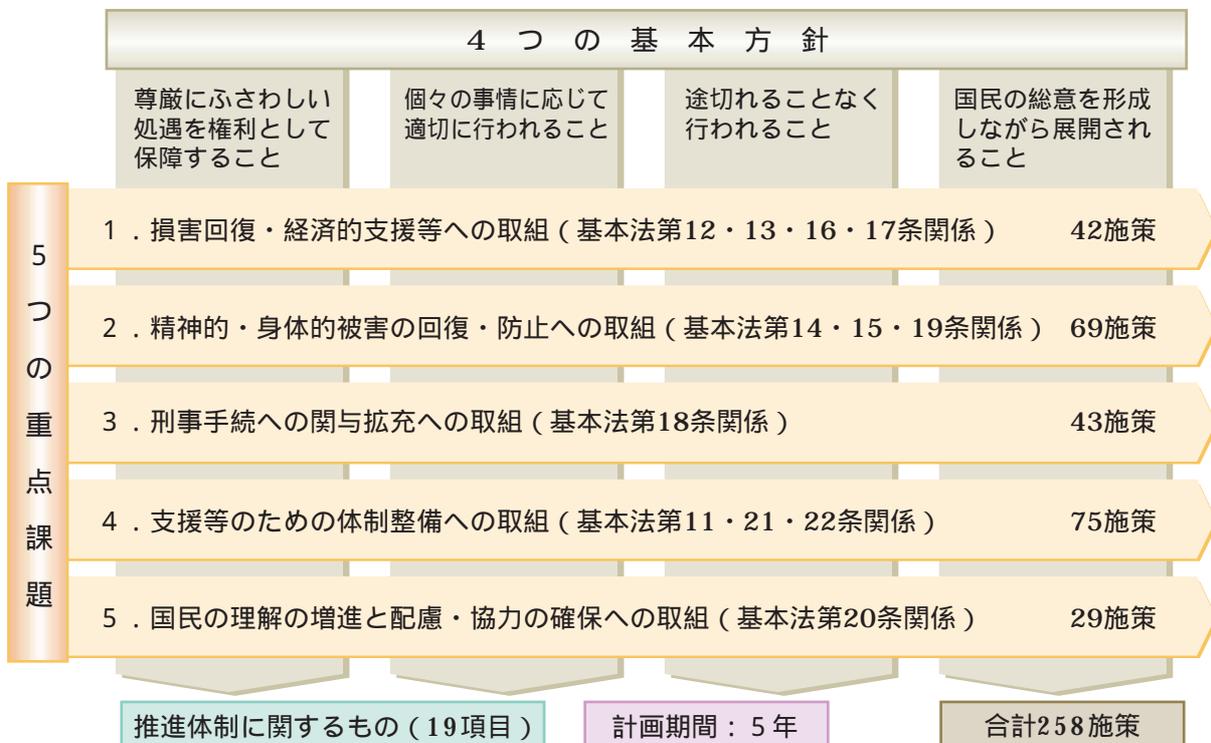
平成17年12月26日、推進会議にて基本計画案決定。翌日（12/27）閣議決定

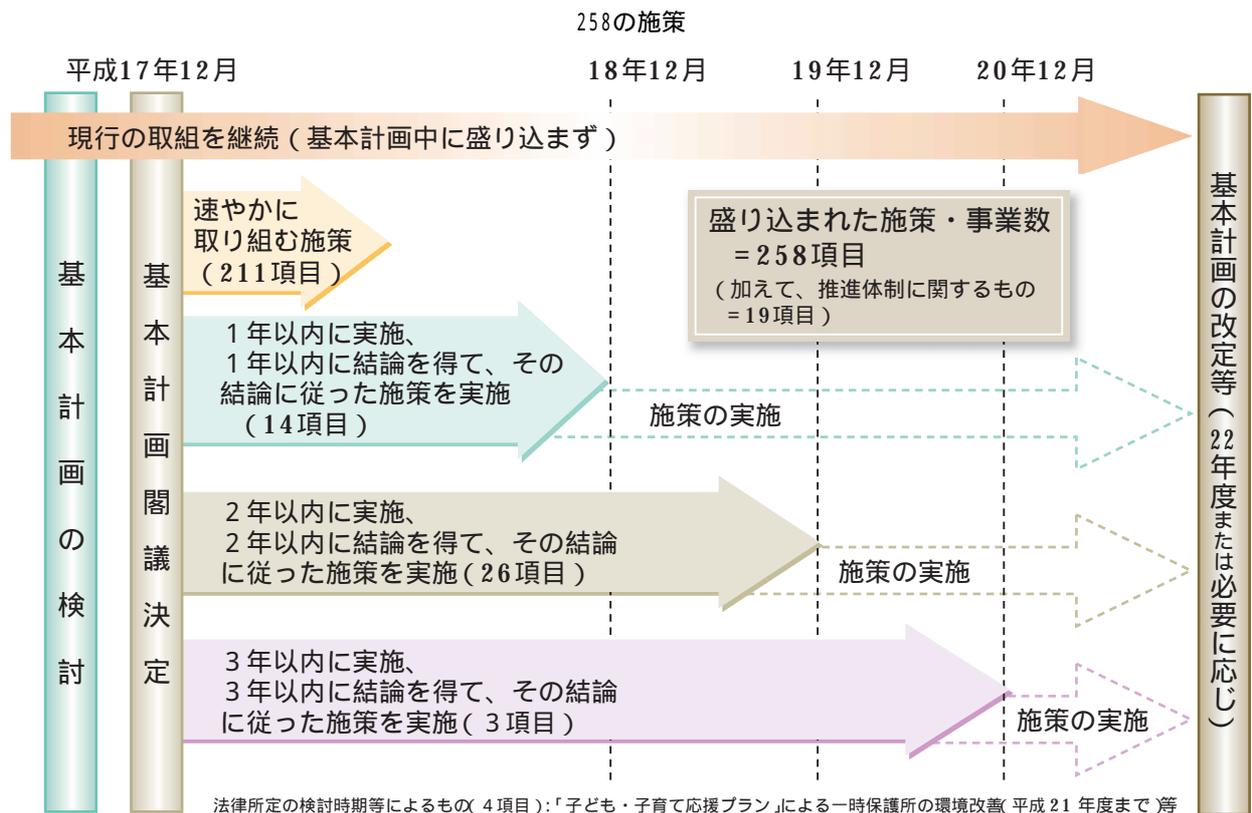
基本計画の作成方針・手順について

基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等からの意見・要望を聴取し、それらに対する施策を、「犯罪被害者等施策推進会議」及びその下の「犯罪被害者等基本計画検討会」において、一つひとつ検討（検討は11回、延べ40時間に及んだ。）



4つの基本方針、5つの重点課題





258の施策のうち、速やかに取り組むこととされたものは

- ・ 刑事の手続などに関する情報提供の充実
 - ・ 日本司法支援センターによる支援
 - ・ 司法解剖後の遺体搬送費などに対する措置
 - ・ 事業主などの理解の増進
 - ・ 被害者の置かれた状況などについて国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
- などを始めとする211に及ぶ施策であった

が、いずれも基本計画どおり速やかに実施。

一部の施策に関しては、更なる検討を要することから、平成18年4月に「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体に対する援助に関する検討会」の3つの検討会を設置。

平成19年9月までに各検討会において最終取りまとめ案が作成され、いずれの案も推進会議で決定（同年11月6日）。

専門委員等会議と3つの検討会

犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等施策に関する重要事項の審議
 犯罪被害者等施策の実施の推進、実施状況の検証、評価、監視
 [会長：内閣官房長官]
 【有識者】・【関係閣僚】

基本計画推進専門委員等会議（推進会議決定により開催）

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた258の施策の実施状況、検討状況の総合的な監視
 3つの「検討会」における調査審議を束ねる役割
 [議長：山上 皓（国際医療福祉大学特任教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の局長級職員】

（基本計画に基づき開催）

経済的支援に関する検討会

犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討
 [座長：國松孝次（犯罪被害救援基金常務理事）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・金融庁・法務省・厚生労働省・経済産業省の局長級職員】

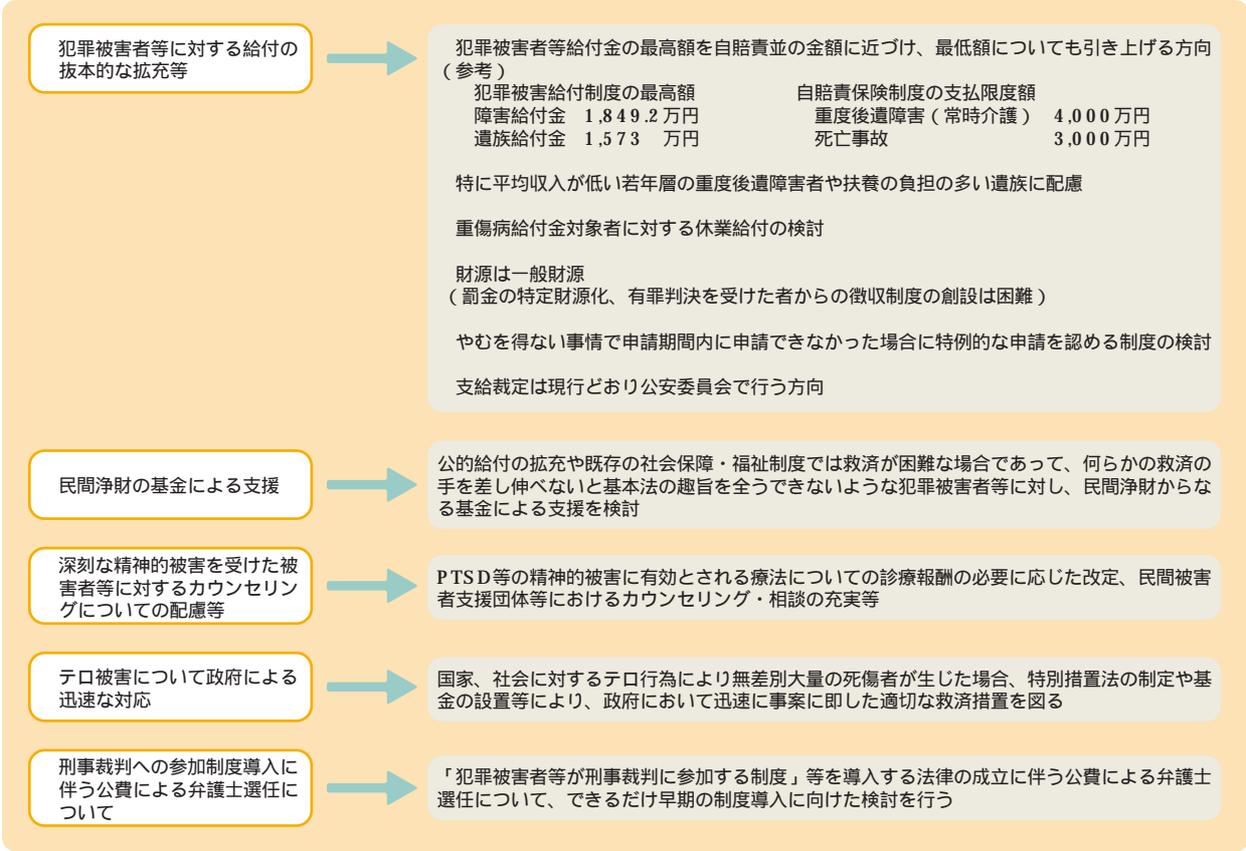
支援のための連携に関する検討会

犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討
 [座長：長井 進（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の課長級職員】

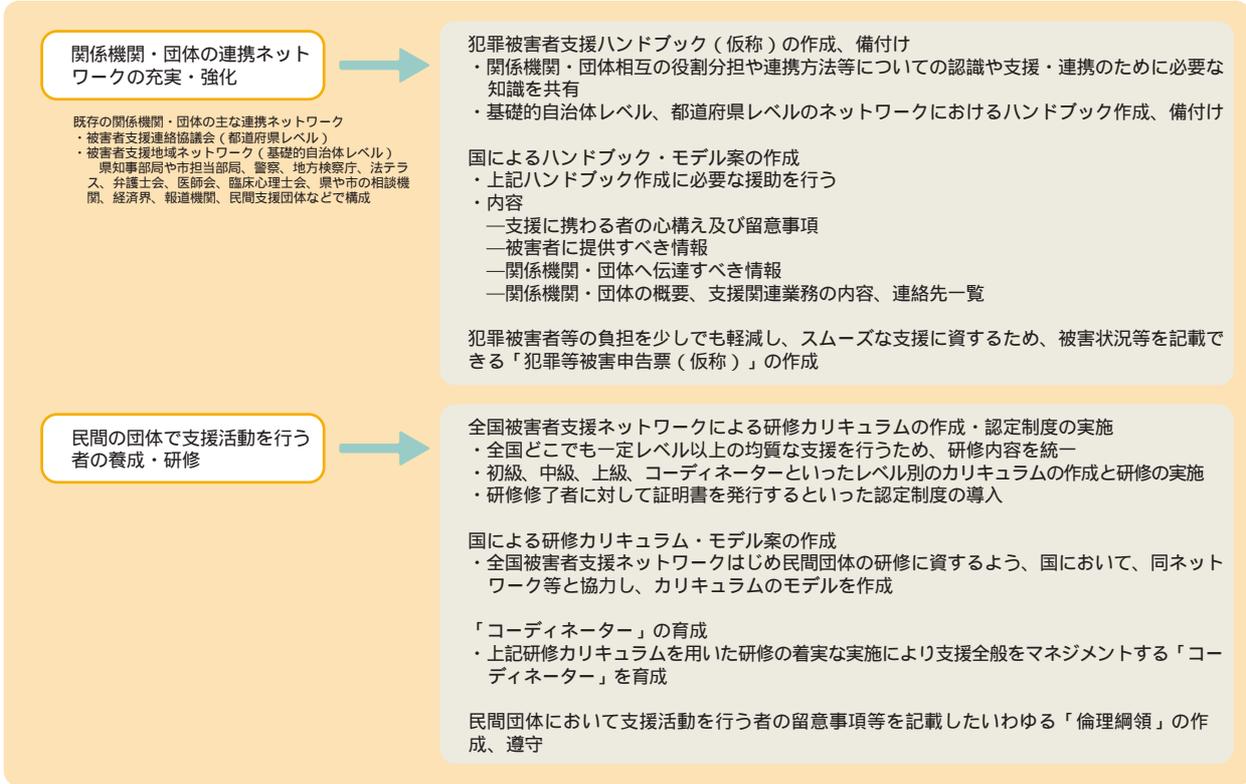
民間団体への援助に関する検討会

犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討
 [座長：富田信穂（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省の課長級職員】

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ（概要）



「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ（概要）



「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ（概要）

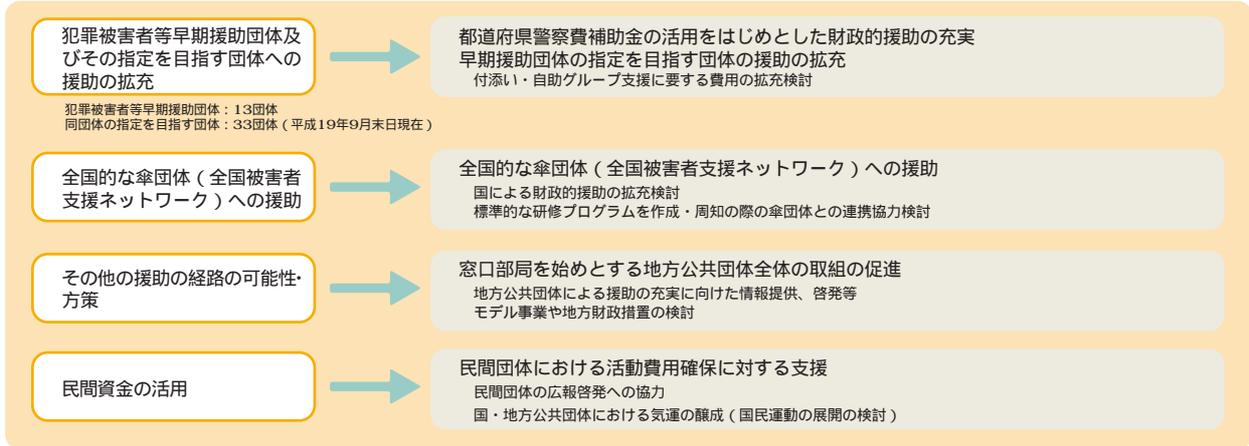
1. 民間団体への公的な財政的援助を検討する際の基本的考え方

援助の対象となる事務の範囲：事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助
相談・情報提供、付添い、自助グループ支援及びそのために必要な研修等

援助の対象となる団体の範囲：被援助事業を適正かつ確実に実施できるような一定の体制がとられている団体
活動実績、財政運営等の透明性や会計処理方法、個人情報の管理状況等

援助の対象となる事業について、犯罪被害者等の視点に立った適切な評価が行われることも重要

2. 援助拡充に向けた検討の方向性



第3節 検討課題とされた施策の実現

- ・ 犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成 等

基本計画と各検討会の最終取りまとめの内容に沿って被害者施策が進められた結果、様々な法制度が創設又は改善。

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 刑事裁判における被害者参加制度と国選被害者参加弁護士制度の創設
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ 少年審判における傍聴制度の創設等

しかし、被害者の置かれた状況等に対する国民の理解などは広く浸透したとは言い難く、基礎的自治体における総合相談窓口の設置も十分とは言えないなどの問題が山積しており、これからも着実に被害者施策を進めていくことが必要。